



## 続く白嶺小中学の親子登山

### 発信する人たち

▲登山口の別当出合に参加55人が勢ぞろい



白山の麓、白山市白嶺小中学校の育友会の親子登山は今年も7月31日〜8月1日行われ、教職員を含む55名が参加しました。来年の記念年に向け「白山開山一三〇〇年〜いとこ白山」成功祈願の横断幕も制作。登山口の別当出合と室堂で広げて記念撮影し、白山PRに気を吐きました。親子登山は6年目。昨年はゴミ袋持参の清掃登山を実施しましたが、ゴミはほとんど見られなかったという。東京オリンピック前年の一九六三年以来の国立国定公園の美化運動を継承するものだ、評価の声も大きい。中村高之・育友会長は「参加者の中から登山ガイドや自然解説員、スキーインストラクターの人材も育っている」と多彩な白山の恵みに感謝している。

◇ ◇ ◇

来年が開山千三百年となる白山。白山市をはじめ関係団体や市民グループがすでに記念事業を始動しており、白山の魅力を全国発信する人々を訪ねる。



発行所  
白山市西新町159-2  
松任産業会館内  
石川税務連絡協議会  
石川地区納貯連  
松任税務署管内青申連  
石川農業青申連  
公益社団法人松任法人会  
松任間税会  
北陸税理士会松任支部  
白山市・野々市市  
印刷所 石川サニーマイト



ふるさとの自然を  
生かした農業を守り、  
安全・安心な  
農産物の産地地消と  
明るい住みよい地域づくりに  
貢献しています。

山 白 松  
の の い  
ち の い  
任 松

11月11日〜17日は「税を考える週間」です。  
税の意義や目的について考え、  
税に対する理解をより一層深めてみませんか。

アピタ松任1階・アピタ広場  
◎公開講演会  
▽11月8日(火)  
午後1時30分  
グランドホテル白山

11月11日(金)〜17日(木)

テーマ  
税を考える週間  
「くらしを支える税」

- ◎税に関する作品の展示  
▽11月11日(金)〜13日(日)  
アピタ松任1階・アピタ広場
- ◎無料税務相談  
(北陸税理士会松任支部)  
▽11月12日(土)  
午前10時〜午後3時
- ◎「くらしを支える税」  
松任税務署長 茶木 次司氏
- ◎「アジアの風を読む」  
ジャーナリスト  
コリア・レポート編集長  
辺 真一氏
- お問い合わせ 石川税務連絡協議会  
公益社団法人松任法人会 TEL 2743157

- 納税表彰者決まる
- 申告納税制度の普及と納税道義の高揚等に功績のあった方々に対する納税表彰式は、11月16日(水)に松任産業会館で行われます。
- ◎松任税務署長表彰  
佐賀 和子(納貯功績)  
福田 裕(間税会功績)
  - ◎石川県納貯連会長表彰  
桶屋 義(租税教育功績)
  - ◎石川地区納貯連会長表彰  
島田 恵美子(白山市)  
竹内 文雄(白山市)  
西村 信夫(野々市市)
- この席上、平成28年度「中学生の税についての作品」の金賞入賞者(4面に掲載)の表彰も行われます。(税務署提供)

事前に税務書に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告した後に、届出した預貯金口座から、簡単なクリック操作で、即時又は期日を指定して納付す

## ■ダイレクト納付はこんなに便利です！

ことができます。税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能となります。

※取扱金融機関については、税務署にお尋ねください。



## 年末調整説明会のお知らせ

事業所向けに年末調整の仕方等を説明します

日時 11月17日(木)

午前の部 10時～12時

午後の部 14時～16時

(午前・午後とも同じ内容です)

場所 白山市鶴来総合文化会館クレイン

白山市七原町77番地

☎松任税務署 法人課税第1部門

TEL 076-276-2961

所得税の確定申告に関する相談の受付は、2月16日(木)からです。

相談が必要な方は、2月16日(木)から3月15日(水)の間にお越しください。

### お知らせ

- ①税務署では、パソコンに入力して申告書を作成いただいております。
- ②多数の方がお越しになった場合には、長時間お待ちいただくことがあります。ご理解とご協力をお願いします。
- ③ご自身で作成された申告書は、1月から受け付けしております。

所得税や消費税の確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください！

### メリット

- ①プリントアウトした申告書を郵送で提出できる！  
自宅等のパソコンを利用して申告書を作成し、プリントアウトしたものを郵送で提出できます。
- ②自動計算される！  
給料や年金などの収入金額や扶養親族の氏名・生年月日などを入力すれば、還付される(納付すべき)税額が自動計算されます。
- ③次回の確定申告書をスムーズに作成できる！  
入力したデータを保存すれば、次回以降の確定申告書の作成に利用できます。

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度が導入されました。

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の概要

マイナンバー(個人番号)や法人番号は、

平成28年1月から順次利用が開始されており、申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類にマイナンバーや法人番号を記載する必要があります。

### ○マイナンバーの記載が必要となる時期(例)

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) ⇒平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) ⇒平成29年2月28日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

### ○個人の方が税務関係書類を提出する場合の本人確認について

個人の方がマイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を税務署に提出する場合には、税務署で本人確認

(番号確認及び身元確認)を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示又はコピーの添付が必要です。

### 本人確認を行うときに使用する書類の例

例1 マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認及び身元確認】

例2 通知カード【番号確認】+ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認】

松任税務署長の茶木でございます。

皆様には、平素から税務行政の適正かつ円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

松任税務署での勤務は初めてですが、霊峰白山や手取川などの豊かな自然に恵まれた歴史と

あなたが主婦（主夫）で、少しでも家計の足しになるようにパートに出て1年間にいくらまで稼ごうかと考える時、103万円や141万円の壁に出会うことでしょうか。

\*以後、わかりやすくするために家計の主計者を夫、パート収入者を妻と仮定します。

自分の税金を支払わない103万円

所得税の計算をする上で所得から一律38万円の基礎控除が認められています。パート収入は給与所得ですが、給与所得には最低65万円の給与所得控除が認められています。事業者であれば、収入から費用を差し引いて事業所得を計算します。給与所得者もその給与を得るために費用も支払いますが、その費用を差し引く代わりに、この給与所得控除が認められているのです。

伝統のあるこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。

自然と歴史の地で

松任税務署長 茶木次司



さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化や社会経済の国際化・ICT化の進

つまり、給与所得控除+基礎控除の65万円+38万円=103万円までは収入があっても妻は自分の税金は支払わなくてもよいのです。

“パート収入の壁”

安心 税 相談

北陸税理士会松任支部

夫の税金が安くなる141万円

妻のパート収入が103万円以下であれば妻は自分では税金がかからないことに加え、夫は所得の少ない妻を扶養している

展に加え、マイナンバー制度の導入など大きく変化しておりますが、そのような中で、様々な

課題に取り組んでおります。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、納税

として夫の所得から配偶者控除38万円を控除することができます。妻の収入が103万円を超えるとすぐに夫にとって控除できる金額が0円になる

稼ぎ高と税や保険料の計算

円を超えると0円となります。つまり、妻の収入が103万円を超えても141万円までの間はいくらか夫の税金を安くすることができます。

者の皆様の利便性の更なる向上や事務の効率化を図るため、より一層の普及と定着に取り組み

また、社会保障・税番号制度につきましては、来年1月から各種申告書や法定調書等への番号の記載が本格化することから、番号制度を着実に定着させるための周知・広報に努めることと

社会保険の130万円の壁

妻の収入が130万円を超えると夫の社会保険の扶養から外され、妻は自分で健康保険や国民年金あるいは厚生年金も支払わなければなりません。

また、この社会保険の130万円の壁は妻のパート先が50人以上である一部の企業ならば平成28年10月から106万円の壁に引き下げられています。

妻がパートに出ようとした場合、これらのことを考え、家計の負担が増したなんて事にならないように、いくらまで稼ごうかを検討する事が重要です。

これらの課題につきましては、職員とともに一丸となって取り組み、国民の皆様方から信頼される税務行政を行っていく所存でありますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

しかしまた一方では、収入を抑えようとして女性の社会進出が遅れていることも事実です。

所得税では、配偶者控除や配偶者特別控除に代えて、妻の所得に係らず夫から控除できる夫婦控除なども導入が検討されています。今後の動向に注目が必要です。

◎北陸税理士会松任支部の無料 税務相談

11月12日(土)午前10時~午後3時 アピタ松任1階・アピタ広場

公益社団法人 松任法人会女性部会

11月22日(火) 13:30~ グランドホテル白山

1部 租税教室 13:30~14:30

「事業継承…相続…贈与」

北陸税理士会松任支部 税理士 小林 花代 氏

講演会ご案内

2部 講演会 14:40~15:40

「ポケてからも可愛がられる法」

多賀クリニック 院長 多賀 千之 氏

入場無料 どなたでもどうぞ

税を考える週間公開講演

11月8日(火) 13:30~
グランドホテル白山

白山市西新町

1部『くらしを支える税』

松任税務署長

茶木 次司 氏

2部『アジアの風を読む』

ジャーナリスト

コリア・レポート編集長

辺 真一 氏

1947年東京生まれ。明治学院大学卒。新聞記者を経てフリーに。80年北朝鮮取材82年朝鮮半島問題専門誌「コリア・レポート」を創刊、現編集長。テレビ、ラジオで評論活動、海上保安庁政策アドバイザー、沖縄大学客員教授。「北朝鮮知識人からの内部告発」など著書多数。



入場無料
事前申込不要
直接会場にお越し下さい。
【問い合わせ】
石川税務連絡協議会
公益社団法人松任法人会
TEL274-3157

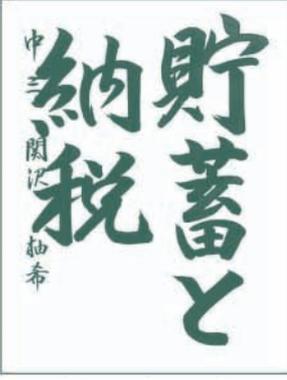


9月15日に行われた作品審査会
=松任税務署

Table of award winners for the tax seminar, including names, locations, and birth years.

中学生の入賞者
税についての作品
平成28年度

この税についての作品展は11月11日(金)~13日(日)アピタ松任1階アピタ広場で開催します。



笠間中学校3年 関沢 柚希
松任税務署長賞



光野中学校1年 高島 阜
松任税務署長賞

Table of award winners for the tax exhibition, including names, locations, and birth years.

Table of award winners for the tax exhibition, including names, locations, and birth years.

Table of award winners for the tax exhibition, including names, locations, and birth years.

Table of award winners for the tax exhibition, including names, locations, and birth years.